

平成 25 年 12 月 27 日  
消 防 庁

## 消防法施行令の一部を改正する政令（案）等に対する意見募集の結果 及び政令等の公布

消防庁では、消防法施行令の一部を改正する政令（案）等の内容について、平成 25 年 11 月 9 日から平成 25 年 12 月 9 日までの間、国民の皆様から広く意見を募集したところ、59 件の御意見をいただきました。いただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方を取りまとめましたので公表します。また、意見募集の結果を踏まえ、本日、当該政令等を公布しました。

### 1 改正内容

今回の消防法施行令の一部を改正する政令等の主な改正事項は、以下のとおりです。

- (1) 消防法施行令の一部を改正する政令において、対象火気器具等の取扱いに関する条例の基準の見直しを行うほか、スプリンクラー設備及び自動火災報知設備の設置に関する基準の見直しを行うものです。
- (2) 消防法施行令の改正に関連して、消防法施行規則の一部を改正する省令等において、消防機関へ通報する火災報知設備の設置及び維持に関する基準の見直し、特定小規模施設用自動火災報知設備の設置対象施設の見直しを行うものです。
- (3) その他、消防用ホースの基準の見直し等、所要の規定の整備を行うものです。

### 2 意見募集の結果

政令案等について、平成 25 年 11 月 9 日から平成 25 年 12 月 9 日までの間、意見を募集したところ、59 件の御意見をいただきました。

いただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方については、別紙のとおりです。

### 3 政令等の公布

消防庁では、意見公募手続の実施結果等も踏まえて検討し、以下の政令等を平成 25 年 12 月 27 日に公布しました。

- (1) 消防法施行令の一部を改正する政令（平成 25 年政令第 368 号）
- (2) 消防法施行規則の一部を改正する省令（平成 25 年総務省令第 126 号）
- (3) 特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令（平成 25 年総務省令第 127 号）



（事務連絡先）

消防庁予防課

（担当：吉村補佐、青島）

TEL 03-5253-7523（直通）

FAX 03-5253-7533

## 消防法施行令の一部を改正する政令等について

平成 25 年 1 2 月  
消 防 庁 予 防 課

### 【改正概要】

消防法施行令の一部を改正する政令において、対象火気器具等の取扱いに関する条例の基準の見直しを行うほか、スプリンクラー設備及び自動火災報知設備の設置に関する基準の見直しを行うものである。

また、上記の設置基準の見直しと合わせて、消防法施行規則の一部を改正する省令等において消防機関へ通報する火災報知設備の設置及び維持に関する基準の見直し、特定小規模施設用自動火災報知設備の設置対象施設の見直し等を行うものである。

### 【改正理由】

花火大会会場、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設及びホテルにおける最近の火災事例を受けて、「認知症高齢者グループホーム等火災対策検討部会」、「ホテル火災対策検討部会」等の検討部会の開催、関係団体への聞き取り調査等、火災被害拡大防止対策及び火災予防行政の実効性向上等に関する検討を行ってきたところである。

今回の政令改正においては、上記検討部会における検討の結果等を踏まえ、対象火気器具等の取扱いに関する条例の基準並びにスプリンクラー設備及び自動火災報知設備の設置に関する基準の見直しを行うものである。

また、上記検討部会の報告書等を踏まえ、避難が困難な高齢者及び障害者等が入所する社会福祉施設等において消防機関に通報する火災報知設備と自動火災報知設備の連動を義務付けるほか、自動火災報知設備の設置義務拡大に伴う特定小規模施設用自動火災報知設備の設置対象施設の見直し等を行うものである。

## 1. 消防法施行令の一部を改正する政令について

### 【内容】

#### (1) 火気器具等の取扱いの条例制定基準の見直し（第5条の2関係）

火を使用する器具等の取扱いに関する消防法第9条の規定に基づく市町村条例の制定基準として、対象火気器具等を、祭礼、縁日、展示会、花火大会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合にあっては、消火器の準備をした上で使用することを定める。

#### (2) スプリンクラー設備の設置基準の見直し（第12条関係）

火災発生時に自力で避難することが困難な者が入所する社会福祉施設（消防法施行令別表第一（6）項口に掲げる施設）において、現在延べ面積 275 m<sup>2</sup>以上のものに設置が義務付けられているスプリンクラー設備について、原則として延べ面積にかかわらず設置することを義務付ける。

なお、例外として延焼抑制構造を有する施設は設置を不要とする。

また、介助がなければ避難できない者が多数を占めない障害者施設等は 275 m<sup>2</sup>を据え置く。

(3) 自動火災報知設備の設置基準の見直し（第21条関係）

小規模なホテル・旅館、病院・診療所、社会福祉施設等（自力避難困難な者が入所するもの以外のもの（※））（消防法施行令別表第一（5）項イ、（6）項イ及びハに掲げる施設）で就寝の用に供する居室を持つものに対して、現在延べ面積 300 m<sup>2</sup>以上のものに設置が義務付けられている自動火災報知設備を、延べ面積にかかわらず設置することを義務付ける。

※自力避難が困難な者が入所する社会福祉施設等については、既に義務付けられている。

(4) その他

所要の規定の整備を行うほか、必要な経過措置を定める。

【施行期日】

平成27年4月1日（（1）については、公布の日）

## 2. 消防法施行規則の一部を改正する省令について

【内容】

(1) 消防機関へ通報する火災報知設備に関する基準の見直し（第25条関係）

自力避難が困難な者が入所する社会福祉施設等における消防機関へ通報する火災報知設備について、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して自動的に起動することを義務付ける。

(2) スプリンクラー設備の補助散水栓に係る基準の見直し（第13条の6関係）

補助散水栓をスプリンクラー設備に設ける場合の消防用ホースの基準について、必要な規定を定める。

(3) その他

必要な経過措置を定める。

【施行期日】平成27年4月1日（（2）については公布の日）

### 3. 特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令について

#### 【内容】

用語の定義（第2条関係）

小規模なホテル・旅館、病院・診療所、社会福祉施設等（消防法施行令別表第一（5）項イ、（6）項イ及びハ（利用者を宿泊させ、又は入居させるものに限る。）並びにこれらの用途に供される部分が存する（16）項イに掲げる防火対象物における自動火災報知設備の設置の義務化に伴い、特定小規模施設用自動火災報知設備を用いることができる施設の対象にこれらの施設を追加する。

#### 【施行期日】

平成27年4月1日

## 【消防法施行令の一部を改正する政令（案）等についての御意見の概要及び御意見に対する考え方】

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
No. 1	対象火気器具等に必要とする消火器については、消火器と限定せず、対象火気器具等の性質や周囲の状況を勘案して、消火に必要とされる消火準備をすればよいとすべきである。	今回の改正案では、対象火気器具等が必ずしも土地に固定して使用されるものではないため容易に持ち運べる消火器を用意する必要があること、また、常に一定の能力が確保されているよう消防法に定める検定を受けた消火器を設置させる必要があることから、消火器の設置を求めることとします。
No. 2	改正の契機となった花火大会における火災は、ガソリンの取り扱いに関する事故であるので、少量危険物関係の規定で規制すべきではないのでしょうか。	危険物の取扱いの基準については、従来から火災予防条例で規定されているところであり、今回の事故を受けた対応としては、消防庁危険物保安室長通知に基づき、取扱い上の注意事項を記載したシールを携行缶に貼付する仕組みを構築したところです。
No. 3	<p>「祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催し」とあるが、「多数の者の集合する催し」とは何か。</p> <p>条例の基準となる条文なので、詳細は条例で規定することになるが、市町村ごとで異なる基準になるのはおかしいのではないか。</p>	<p>今回の改正案は、火気器具の使用に際し、初期消火の遅延、被害の拡大等の火災危険性が高まるような混雑を生み出す催しでの火気器具の取扱いに関して規定を設けるものです。具体的には祭礼、縁日、花火大会、展示会などの催しがあります。</p> <p>火を使用する器具等の取扱いに関する規制については、消防法第9条により、政令で定める基準に従い市町村条例で定めることとされています。このため、市町村においては、地域の実情を踏まえつつ、全国的・統一的な基準に従って条例を定めることとなります。</p>
No. 4	<p>安全性の確保は必要だが、グループホームは地域での生活を送るためのものであり、住宅地にある古い一軒家で運営しているところが多くある。</p> <p>このような場合は、スプリンクラーを</p>	今回のスプリンクラー設備の設置基準に係る改正案は、有識者や障害者施設等の関係者、国土交通省、厚生労働省も参加した検討部会における議論・検討を反映して、政令として規定すべき枠組みを

	<p>後付けできない物件が多い。</p> <p>スプリンクラーが義務付けられれば、グループホームごと退去、撤退せざるを得なくなったり、新規にグループホームを開設できなくなったりして、結果として、障害者の地域生活を奪うことにつながってしまう。</p>	<p>お示ししたものです。</p> <p>高齢者、障害者のグループホーム等の小規模な施設であっても、自力避難が困難な者が主に入所している場合には、火災時の避難に時間を要することから、規模にかかわらず、原則としてスプリンクラー設備を設置することにより、安全に避難できるようにするものです。</p> <p>ただし、火災の延焼拡大が抑えられるような建物構造の場合は、避難時に生じる火災危険が少ないため、スプリンクラー設備の設置を不要とする例外を設けています。</p> <p>また、障害者施設等に係るスプリンクラー設備の設置については、介助がなければ避難できない者を主として入居させる施設についてのみ 275 m<sup>2</sup>未満であっても設置することとしています。(当てはまらない施設への設置義務は 275 m<sup>2</sup>以上のまま据え置きます。)</p> <p>火災の延焼拡大が抑えられるような建物構造や、介助がなければ避難できない者の具体的要件については、今後省令で規定する予定としています。</p> <p>今回いただいたご意見は、省令案の作成や、運用についての検討を行うに当たり、参考とさせていただきます。</p> <p>なお、既存の施設に対する本件改正案の適用については、平成30年4月1日からとしており、適用の猶予期間を設けることとしています。</p>
No. 5	<p>障害者のグループホームを作るのは、多くの場合、各法人や個人の篤志家が頑張っ家て家を確保するか、マンションを借りることになる。ほとんど自前で建設し改造を行うような状況の中でスプリンクラーを設置するための補助もなく、今まで以上に建設する際に運営側に負担</p>	<p>既存の施設に対する本件改正案の適用については、平成30年4月1日からとしており、適用の猶予期間を設けることとしています。</p> <p>今回いただいたご意見は、省令案の作成や、運用についての検討を行うに当たり、参考とさせていただきます。</p>

	<p>を強いることになる。これでは、グループホームは増えなくなる。</p>	<p>また、障害者施設等に対する財政措置については、厚生労働省にご意見をお伝えします。</p>
No. 6	<p>障害者のグループホームは「住まい」であり、施設ではないため、一般住宅には設置義務のないスプリンクラー設備の設置を義務化するのはおかしい。</p>	<p>障害者のグループホームは、一般住宅と異なり、業として障害者の支援を行うものであり、事業活動に伴う火災危険性に応じ、消防法令上の義務を課すこととしています。</p> <p>また、上記のとおり、小規模な施設であっても、自力避難が困難な者を主として入所させる場合には、火災時の避難に時間を要することから、規模にかかわらず、原則としてスプリンクラー設備を設置することにより、安全に避難できるようにするものです。</p>
No. 7	<p>本改正は、消防・建築・福祉の各部門の情報共有、共通理解が得られないまま、進められており、未整理な点も多く、拙速な感がある。</p>	<p>上記のとおり、今回のスプリンクラー設備の設置基準に係る改正案は、有識者や障害者施設等の関係者、国土交通省、厚生労働省も参加した検討部会における議論・検討を反映して、政令として規定すべき枠組みをお示ししたものです。また、検討部会においては、引き続き詳細な運用要件等について検討を行う予定としていますので、ご意見については参考とさせていただきます。</p>
No. 8	<p>入居者の障害程度区分(平成26年4月1日より障害支援区分)によりスプリンクラー設備の要否が左右される現行制度は、入居者は建物完成後に決まること、入居者の入れ替わりがあることを踏まえきれておらず、不合理である。</p>	<p>スプリンクラー設備の設置対象については、自力避難が困難な者が主な入所者となる施設に限って規制する必要があると考えており、そのための客観的な線引きは必要と考えています。</p> <p>規制に当たっては、一時的な状態ではなく、定常的な状態をもって判断できるような運用を予定しています。</p> <p>今回いただいたご意見は、運用についての検討を行うに当たり、参考とさせていただきます。</p>

No. 9	<p>費用補助について、設置することが困難な建物の場合の引っ越し費用、賃貸の場合の退去時の原状復帰費用、退去を余儀なくされた場合の保障等、設置費用以外にも補助の対象とすべきである。</p>	<p>補助については、所管の厚生労働省にご意見を伝えます。</p>
No. 10	<p>スプリンクラー設備の設置が求められる背景には、高齢者グループホームにおける火災が相次いだ点がありますが、小規模な障害者グループホームでは死亡事故に至るまでの火災事案はほとんど発生していません。</p>	<p>相次ぐ火災の教訓から、自力避難な困難な者が主に入所する施設の火災危険性が明らかになり、検討部会での検討においても共通の理解となっています。</p> <p>これを踏まえると、高齢者施設と障害者施設とは同程度の火災危険性があることから、今回の改正案を提示いたしました。</p>
No. 11	<p>スプリンクラー設備の設置に当たって、改修等には貸主との協議、理解、協力が必要であり、十分な補助と経過措置をお願いしたい。</p>	<p>既存の施設に対する本件改正案の適用については、平成30年4月1日からとしており、適用の猶予期間を設けることとしています。</p> <p>また、補助については、所管の厚生労働省にご意見を伝えます。</p>
No. 12	<p>適正な職員数の確保及び配置、消防訓練の励行、消防職員の訓練への派遣及び技術指導等の地域防火体制の整備など、ソフト面の整備も進めるべきではないか。</p>	<p>ソフト面（防火管理や近隣応援体制など）とハード面（建築構造や感知・通報・消火設備など）の対策については、総合的に実施することが必要であると考えており、いただいたご意見は参考とさせていただきます。</p>
No. 13	<p>スプリンクラー設備の設置が不可能な施設について、代替案となる施設要件や設備も検討すべきである。</p>	<p>火災の延焼拡大が抑えられるような建物構造の場合は、避難時に生じる火災危険が少ないため、スプリンクラー設備の設置を不要とする例外を設けています。</p> <p>今回いただいたご意見は、省令案についての検討を行うに当たり、参考とさせていただきます。</p> <p>なお、簡便なスプリンクラー設備の設置方法としては、特定施設水道連結型スプリンクラー設備やパッケージ型自動消火設備などが実用化されています。</p>



No. 14	<p>スプリンクラー設備の設置基準の見直しについては賛成だが、例外はなくすか、自動消火のスプリンクラー設備以上の効果があると考えられるものに限定すべき。</p>	<p>今後の検討の参考にさせていただきます。</p>
No. 15	<p>「介助がなければ避難できない者が多数を占めない施設は」とあるが、休日夜間職員数を超える場合は、スプリンクラー設備を設置させるべき。</p>	<p>今後の検討の参考にさせていただきます。</p>
No. 16	<p>要介護度は加齢に従い日々進行していくので、入居契約条項に定めがない場合は、自力避難ができない者を主として入居させる施設とするようにしてはどうか。</p>	<p>今後の検討の参考にさせていただきます。なお、(六)項ロ等に係る令別表第一の運用については追って通知する予定です。</p>
No. 17	<p>小規模乳児院におけるスプリンクラー設置義務については、夜間等、人的な面で現在の職員定数では不足で、緊急時には対応できない。また、設置費用の負担が増大し、改修等貸主との理解と協力が必要である。</p>	<p>乳児院における適切な職員配置や設置費用の負担軽減については、所管の厚生労働省にご意見をお伝えします。</p>
No. 18	<p>なぜ、ホテルや病院に自動火災報知設備が義務となるのか？他の施設に比べホテルに限り厳しくなる理由はなにか。 寝泊まりということであれば、漫画喫茶等についてはどうか。</p>	<p>平成24年5月に発生した広島県福山市のホテル火災を踏まえたホテル火災対策検討部会において、小規模施設の実態を再検証した結果、特に夜間等に発生した場合の人命危険度が高く、いち早く火災を覚知することのできる自動火災報知設備の設置が必要であると考えます。</p> <p>なお漫画喫茶等の個室型店舗については、その危険性から平成20年にすべてのものに自動火災報知設備の設置を義務づけております。</p>
No. 19	<p>① 自動火災報知設備の設置基準の見直しについて警報器を設置させることは、大いに賛成であるが、離れ形式の旅</p>	<p>① 原則として、バンガロー等の小規模なものについても設置義務が生じるものです。運用の詳細については、追って通</p>

	<p>館やバンガローなどは、住宅用火災警報器を各居室に設置させることで足りるのではないか。</p>	<p>知を示す予定です。</p>
	<p>② 火災通報装置の連動起動については消防機関でその取扱いに違いがないようすべき。</p> <p>③ 自動火災報知設備の設置を義務付けるものには、消火器の設置も義務付けるべき。</p>	<p>② 追って運用を示す予定です。</p> <p>③ 今後の検討の参考にさせていただきます。</p>
No. 20	<p>火通の火報連動は、誤報でも消防に連絡がいくものであり、定期点検の際に移報の端子の空き、または接点のない既存の防火対象物については消防へ通報が行きっぱなしになる。</p> <p>工事では空き端子のない既存の防火対象物を連動にするためには、移報停止できるような改造が必要であるが、どのように考えているのか</p>	<p>火災通報装置と自動火災報知設備の連動については、平成8年8月19日付消防予第164号通知において、連動させる場合の留意事項を示しており、同様の措置を講じることにより対応できると考えています。</p>
No. 21	<p>①一般住宅と診療所（利用者を入居等させるもの）が一体となる場合は、面積にかかわらず、住宅部分を含めて自動火災報知設備の設置を要するのか。</p> <p>②設置する基準は通常の設置基準か</p> <p>③利用者を入居させ、又は宿泊させるものとは入院をしない急患等の一時宿泊も含むか</p> <p>④公布から施行日まで一定期間がある場合、施行前であっても届出等が受理されるよう考慮してほしい</p>	<p>①(内)項イと一般住宅が一の防火対象物に存する場合、その面積比率等により一般住宅部分も含めて単体の(内)項イとして扱う場合と複合用途防火対象物として扱う場合があり、前者の場合は(内)項イとみなされている一般住宅部分も含めて設置の対象となります。</p> <p>②そのとおりです。</p> <p>③入居、宿泊させる施設を有するものは原則として設置が必要です。</p> <p>④施行日前までに設置するものについては法的義務がないものの、各消防本部の指導等により、届出、検査等が準じて行われるものと考えています。</p>

<p>No. 22</p>	<p>いたずらによる発信機押下によっても消防機関に通報されてしまうため、その対応策として、「感知器の感知」+「発信機の信号」で火災通報装置が発信する「アンド回路」を設けることを検討してはどうか。</p>	<p>提案については技術的な課題等も含め今後の検討の参考にさせていただきます。</p>
<p>No. 23</p>	<p>自動火災報知設備を新たに設置するとなればその費用も大変であり、移転する場合の原状復帰費用も考えると難しいことが多いため補助金等も検討して欲しい</p>	<p>新たに設置義務が生じる防火対象物において、特定小規模施設用自動火災報知設備を設置することができることとしています。</p> <p>補助金については、所管の厚生労働省にご意見を伝えます。</p>

政令第三百六十八号

消防法施行令の一部を改正する政令

内閣は、消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第九条、第十七条第一項及び第十七条の三の二の規定に基づき、この政令を制定する。

消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第五条の二第一項に次の一号を加える。

六 対象火気器具等を、祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する  
る場合にあつては、消火器の準備をした上で使用すること。

第十二条第一項第一号中「別表第一(六)項ロに」を「次に」に改め、「延べ面積が二百七十五平方メートル以上のものうち」を削り、同号に次のように加える。

イ 別表第一(六)項ロ(1)及び(3)に掲げる防火対象物

ロ 別表第一(六)項ロ(2)、(4)及び(5)に掲げる防火対象物（介助がなければ避難できない者として総務省令で定める者を主として入所させるもの以外のものにあつては、延べ面積が二百七十五平方メートル以

上のものに限る。)

第二十一条第一項第一号を次のように改める。

一 次に掲げる防火対象物

イ 別表第一(二)項ニ、(五)項イ、(六)項ロ、(七)項ロ及び(七)項に掲げる防火対象物

ロ 別表第一(六)項イ及びハに掲げる防火対象物(利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。)

第二十一条第一項第三号を次のように改める。

三 次に掲げる防火対象物で、延べ面積が三百平方メートル以上のもの

イ 別表第一(一)項、(二)項イからハまで、(三)項、(四)項、(六)項ニ、(七)項イ及び(七)項に掲げる防火対象物

ロ 別表第一(六)項イ及びハに掲げる防火対象物(利用者を入居させ、又は宿泊させるものを除く。)

第二十一条第一項第九号を次のように改める。

九 別表第一(六)項に掲げる防火対象物(第三号及び前二号に掲げるものを除く。)の部分で、次に掲げる防火対象物の用途に供されるもの

イ 別表第一(二)項ニ、(五)項イ及び(六)項ロに掲げる防火対象物

ロ 別表第一(六)項イ及びハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）

第三十五条第一項第一号を次のように改める。

一 次に掲げる防火対象物

イ 別表第一(二)項ニ、(五)項イ及び(六)項ロに掲げる防火対象物

ロ 別表第一(六)項イ及びハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）

ハ 別表第一(六)項イ、(六)項及び(六)項に掲げる防火対象物（イ又はロに掲げる防火対象物の用途に供

される部分が存するものに限る。）

第三十五条第一項第二号中「別表第一(一)項から(四)項まで、(五)項イ」を「別表第一(一)項、(二)項イからハまで

、(三)項、(四)項」に、「同表(六)項イ、(六)項及び(六)項に掲げる防火対象物にあつては、同表(六)項ロに掲げる

防火対象物の用途に供される部分が存するもの」を「前号ロ及びハに掲げるもの」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第五条の二第一項の改正規定並びに次

条及び附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 前条ただし書に規定する改正規定の施行の際現に効力を有する消防法第九条の市町村条例が前条ただし書に規定する改正規定による改正後の消防法施行令第五条の二第一項に規定する条例制定基準（以下「新基準」という。）に適合しないこととなる場合における同法第九条の市町村条例に係る基準については、平成二十六年八月一日以前において新基準に従い当該条例の改正が行われるまでの間に限り、なお従前の例による。

第三条 この政令の施行の際、現に存するこの政令による改正後の消防法施行令（以下「新令」という。）別表第一(六)項ロ及び(七)項イに掲げる防火対象物（同表(七)項イに掲げる防火対象物にあつては、同表(六)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。以下この項において同じ。）並びに現に新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の同表(六)項ロ及び(七)項イに掲げる防火対象物におけるスプリンクラー設備に係る技術上の基準については、新令第十二条の規定にかかわらず、平成三十年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

2 この政令の施行の際、現に存する新令別表第一(五)項イ、(六)項イ及びハ、(共)項イ並びに(共)項に掲げる防火対象物(同表(共)項イ及び(共)項に掲げる防火対象物にあつては、同表(五)項イ又は(六)項イ若しくはハに掲げる防火対象物の用途に供される部分に限る。以下この項において同じ。)並びに現に新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の同表(五)項イ、(六)項イ及びハ、(共)項イ並びに(共)項に掲げる防火対象物における自動火災報知設備に係る技術上の基準については、新令第二十一条の規定にかかわらず、平成三十年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

(消防法施行令の一部を改正する政令の一部改正)

第四条 消防法施行令の一部を改正する政令(平成二十五年政令第八十八号)の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項中「並びに(共)項イ」を「、(共)項イ並びに(共)項」に改め、「同表(共)項イ」の下に「及び(共)項」を加え、同条第二項中「並びに(共)項イ」を「、(共)項イ並びに(共)項」に改める。





## 理由

花火大会会場、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設及びホテルにおける最近の火災の事例に鑑み、対象火気器具等の取扱いに関する基準を強化するとともに、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備の設置を行わなければならない防火対象物の範囲を拡大する等の必要があるからである。

改 正 後	現 行
<p>（対象火気器具等の取扱いに関する条例の基準）</p> <p>第五条の二 火を使用する器具又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具であつて総務省令で定めるもの（以下この条及び第五条の四において「対象火気器具等」という。）の取扱いに  <u>関し火災の予防のために必要な事項に係る条例制定基準は、次のとおりとする。</u></p> <p>一 一五（略）</p> <p>六 対象火気器具等を、祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合には、<u>消防器の準備をした上で使用すること。</u></p> <p>2・3 略</p> <p>（スプリンクラー設備に関する基準）</p> <p>第十二条 スプリンクラー設備は、次に掲げる防火対象物又はその部分に設置するものとする。</p> <p>一 次に掲げる防火対象物（第三号及び第四号に掲げるものを除く。）</p>	<p>（対象火気器具等の取扱いに関する条例の基準）</p> <p>第五条の二 火を使用する器具又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具であつて総務省令で定めるもの（以下この条及び第五条の四において「対象火気器具等」という。）の取扱いに  <u>関し火災の予防のために必要な事項に係る条例制定基準は、次のとおりとする。</u></p> <p>一 一五（略）</p> <p>（新規）</p> <p>2・3 略</p> <p>（スプリンクラー設備に関する基準）</p> <p>第十二条 スプリンクラー設備は、次に掲げる防火対象物又はその部分に設置するものとする。</p> <p>一 別表第一(六)項ロに掲げる防火対象物（第三号及び第四号に掲げるものを除く。）で延べ面積が二百七十五平方メートル以上</p>

で、火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造として総務省令で定める構造を有するもの以外のもの

イ 別表第一(六)項ロ(1)及び(3)に掲げる防火対象物

ロ 別表第一(六)項ロ(2)、(4)及び(5)に掲げる防火対象物（介助がなければ避難できない者として総務省令で定める者を主として入所させるもの以外のものにあつては、延べ面積が二百七十五平方メートル以上のものに限る。）

二 (略)

三 別表第一(一)項から四項まで、(五)項イ、(六)項、(九)項イ及び(十)項イに掲げる防火対象物で、地階を除く階数が十一以上のもの（総務省令で定める部分を除く。）

四 別表第一(一)項から四項まで、(五)項イ、(六)項及び(九)項イに掲げる防火対象物（前号に掲げるものを除く。）のうち、平屋建以外の防火対象物で、総務省令で定める部分以外の部分の床面積の合計が、同表(四)項に掲げる防火対象物及び同表(六)項イに掲げる防火対象物のうち病院にあつては三千平方メートル以上、その他の防火対象物にあつては六千平方メートル以上のもの

五 十二 (略)

2・3・4 (略)

(自動火災報知設備に関する基準)

第二十一条 自動火災報知設備は、次に掲げる防火対象物又はその

のものうち、火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造として総務省令で定める構造を有するもの以外のもの

二 (略)

三 別表第一(一)項から四項まで、(五)項イ、(六)項、(九)項イ及び(十)項イに掲げる防火対象物で、地階を除く階数が十一以上のもの（総務省令で定める部分を除く。）

四 別表第一(一)項から四項まで、(五)項イ、(六)項及び(九)項イに掲げる防火対象物（前号に掲げるものを除く。）のうち、平屋建以外の防火対象物で、総務省令で定める部分以外の部分の床面積の合計が、同表(四)項に掲げる防火対象物及び同表(六)項イに掲げる防火対象物のうち病院にあつては三千平方メートル以上、その他の防火対象物にあつては六千平方メートル以上のもの

五 十二 (略)

2・3・4 (略)

(自動火災報知設備に関する基準)

第二十一条 自動火災報知設備は、次に掲げる防火対象物又はその

部分に設置するものとする。

一 次に掲げる防火対象物

イ 別表第一(二)項ニ、(五)項イ、(六)項ロ、(七)項ロ及び(七)項に掲げる防火対象物

ロ 別表第一(六)項イ及びハに掲げる防火対象物(利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。)

二 (略)

三 次に掲げる防火対象物で、延べ面積が三百平方メートル以上のもの

イ 別表第一(一)項、(二)項イからハまで、(三)項、(四)項、(六)項ニ、(七)項イ及び(七)項に掲げる防火対象物

ロ 別表第一(六)項イ及びハに掲げる防火対象物(利用者を入居させ、又は宿泊させるものを除く。)

四 八 (略)

九 別表第一(八)項に掲げる防火対象物(第三号及び前二号に掲げるものを除く。)の部分で、次に掲げる防火対象物の用途に供されるもの

イ 別表第一(二)項ニ、(五)項イ及び(六)項ロに掲げる防火対象物

ロ 別表第一(六)項イ及びハに掲げる防火対象物(利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。)

十 十五 (略)

2・3 (略)

部分に設置するものとする。

一 別表第一(二)項ニ、(六)項ロ、(七)項ロ及び(七)項に掲げる防火対象物

二 (略)

三 別表第一(一)項、(二)項イからハまで、(三)項、(四)項、(五)項イ、(六)項イ、ハ及びニ、(七)項イ並びに(七)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が三百平方メートル以上のもの

四 八 (略)

九 別表第一(八)項に掲げる防火対象物(第三号及び前二号に掲げるものを除く。)の部分で、同表(二)項ニ又は(六)項ロに掲げる防火対象物の用途に供されるもの

十 十五 (略)

2・3 (略)

(消防機関の検査を受けなければならない防火対象物等)

第三十五条 法第十七条の三の二の政令で定める防火対象物は、次に掲げる防火対象物とする。

一 次に掲げる防火対象物

イ 別表第一(二)項ニ、(五)項イ及び(六)項ロに掲げる防火対象物

ロ 別表第一(六)項イ及びハに掲げる防火対象物(利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。)

ハ 別表第一(七)項イ、(八)項及び(九)項に掲げる防火対象物(イ又はロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)

二 別表第一(一)項、(二)項イからハまで、(三)項、(四)項、(六)項イ、ハ及びニ、(九)項イ、(七)項イ、(八)項並びに(九)項に掲げる防火対象物(前号ロ及びハに掲げるもの

を除く。)で、延べ面積が三百平方メー

トル以上のもの

三・四 (略)

2 (略)

(消防機関の検査を受けなければならない防火対象物等)

第三十五条 法第十七条の三の二の政令で定める防火対象物は、次に掲げる防火対象物とする。

一 別表第一(六)項ロ、(七)項イ、(八)項及び(九)項に掲げる防火対

象物(同表(七)項イ、(八)項及び(九)項に掲げる防火対象物にあつては、同表(六)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)

二 別表第一(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項イ、ハ

及びニ、(九)項イ、(七)項イ、(八)項並びに(九)項に掲げる防火対象物(同表(七)項イ、(八)項及び(九)項に掲げる防火対象物にあつては、同表(六)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものを除く。)で、延べ面積が三百平方メートル以上のもの

三・四 (略)

2 (略)

改 正 後	現 行
<p>附 則</p> <p>（防火対象物の用途の改正に伴う経過措置）</p> <p>第五条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際、現に存する新令別表第一(六)項ロ及びハ、(共)項イ並びに(共)項に掲げる防火対象物（同表(共)項イ及び(共)項に掲げる防火対象物にあっては、同表(六)項ロ又はハに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。以下同じ。）並びに現に新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の同表(六)項ロ及びハ、(共)項イ並びに(共)項に掲げる防火対象物における消火器、簡易消火用具、漏電火災警報器及び誘導灯に係る技術上の基準については、新令第十条、第二十二條及び第二十六條の規定にかかわらず、平成二十八年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。</p> <p>2 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際、現に存する新令別表第一(六)項ロ及びハ、(共)項イ並びに(共)項に掲げる防火対象物並びに現に新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の同表(六)項ロ及びハ、(共)項イ並びに(共)項に掲げる防火対象物における屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、消防機関へ通報する火災報知設備、非常</p>	<p>附 則</p> <p>（防火対象物の用途の改正に伴う経過措置）</p> <p>第五条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際、現に存する新令別表第一(六)項ロ及びハ並びに(共)項イに掲げる防火対象物（同表(共)項イに掲げる防火対象物にあっては、同表(六)項ロ又はハに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。以下同じ。）並びに現に新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の同表(六)項ロ及びハ並びに(共)項イに掲げる防火対象物における消火器、簡易消火用具、漏電火災警報器及び誘導灯に係る技術上の基準については、新令第十条、第二十二條及び第二十六條の規定にかかわらず、平成二十八年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。</p> <p>2 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際、現に存する新令別表第一(六)項ロ及びハ並びに(共)項イに掲げる防火対象物並びに現に新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の同表(六)項ロ及びハ並びに(共)項イに掲げる防火対象物における屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、消防機関へ通報する火災報知設備、非常警報設備及び避難</p>

警報設備及び避難器具に係る技術上の基準については、新令第十一  
条、第十二条、第二十一条、第二十一条の二及び第二十三条から第  
二十五条までの規定にかかわらず、平成三十年三月三十一日までの  
間は、なお従前の例による。

器具に係る技術上の基準については、新令第十一条、第十二条、第  
二十一条、第二十一条の二及び第二十三条から第二十五条までの規  
定にかかわらず、平成三十年三月三十一日までの間は、なお従前の  
例による。



○総務省令第二百二十六号

消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第十二条第二項第八号及び第三十三条の規定に基づき、消防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十二月二十七日

総務大臣 新藤 義孝

消防法施行規則の一部を改正する省令

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

第十三条の六第三項第六号を次のように改める。

六 消防用ホースは、次のイ及びロに定めるところによること。

イ 第十一条の二各号の基準に適合するように設けること。

ロ 補助散水栓を設置する階における消防用ホースの長さは、補助散水栓のホース接続口からの水平距

離が十五メートルの範囲内の当該階の各部分に有効に放水することができる長さとする。ただし

、スプリンクラーヘッドが設けられている部分に補助散水栓を設ける場合にあつては、この限りでな

い。

第二十五条第三項第三号の次に次の一号を加える。

四 令別表第一(六)項ロ、(共)項イ、(共)②項及び(共)③項に掲げる防火対象物（同表(共)項イ、(共)②項及び(共)③項に掲げる防火対象物にあつては、同表(六)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）に設ける火災通報装置にあつては、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動すること。ただし、自動火災報知設備の受信機及び火災通報装置が防災センター（常時人がいるものに限る。）に設置されるものにあつては、この限りでない。

第二十五条第四項第三号の次に次の一号を加える。

四 令別表第一(六)項ロ、(共)項イ、(共)②項及び(共)③項に掲げる防火対象物（同表(共)項イ、(共)②項及び(共)③項に掲げる防火対象物にあつては、同表(六)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。以下同じ。）に設ける消防機関へ通報する火災報知設備（火災通報装置を除く。）にあつては、前項第四号の規定の例によること。

附 則

1 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第十三条の六第三項第六号の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の際、現に存する令別表第一(六)項ロ、(共)項イ、(共)項及び(共)項に掲げる防火対象物並びに現に新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の同表(六)項ロ、(共)項イ、(共)項及び(共)項に掲げる防火対象物における消防機関へ通報する火災報知設備に関する基準については、この省令による改正後の消防法施行規則の規定にかかわらず、平成三十年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

○ 消防法施行規則の一部を改正する省令案 新旧対照表  
 消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>（スプリンクラー設備の水源の水量等）                      第十三条の六 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 令第十二条第二項第八号の規定により、補助散水栓をスプリンクラー設備に設ける場合にあつては、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>一〜五 （略）</p> <p>六 消防用ホースは、次のイ及びロに定めるところによること。</p> <p>イ 第十一条の二各号の基準に適合するように設けること。</p> <p>ロ 補助散水栓を設置する階における消防用ホースの長さは、補助散水栓のホース接続口からの水平距離が十五メートルの範囲内の当該階の各部分に有効に放水することができる長さとする。ただし、スプリンクラーヘッドが設けられていない部分に補助散水栓を設ける場合にあつては、この限りでない。</p> <p>七 （略）</p>	<p>（スプリンクラー設備の水源の水量等）                      第十三条の六 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 令第十二条第二項第八号の規定により、補助散水栓をスプリンクラー設備に設ける場合にあつては、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>一〜五 （略）</p> <p>六 消防用ホースは、第十一条の二各号の基準に適合するように設けること。</p> <p>七 （略）</p>

(消防機関へ通報する火災報知設備に関する基準)

第二十五条 (略)

2 (略)

3 火災通報装置の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

一～三 (略)

四 令別表第一(六)項ロ、(共)項イ、(共)項及び(共)項に掲げる防火

対象物(同表(共)項イ、(共)項及び(共)項に掲げる防火対象物にあつては、同表(六)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)に設ける火災通報装置にあつては、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動すること。ただし、自動火災報知設備の受信機及び火災通報装置が防災センター(常時人がいるものに限る。)に設置されるものにあつては、この限りでない。

4 消防機関へ通報する火災報知設備(火災通報装置を除く。)の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

一～三 (略)

四 令別表第一(六)項ロ、(共)項イ、(共)項及び(共)項に掲げる防火

対象物(同表(共)項イ、(共)項及び(共)項に掲げる防火対象物にあつては、同表(六)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)に設ける消防機関へ通報する火災報

(消防機関へ通報する火災報知設備に関する基準)

第二十五条 (略)

2 (略)

3 火災通報装置の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

一～三 (略)

(追加)

4 消防機関へ通報する火災報知設備(火災通報装置を除く。)の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

一～三 (略)

(追加)

知設備（火災通報装置を除く。）にあつては、前項第四号の規定の例によること。

○総務省令第二百二十七号

消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第二十九条の四第一項の規定に基づき、特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十二月二十七日

総務大臣 新藤 義孝

特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の

一部を改正する省令

特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成

二十年総務省令第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号を次のように改める。

一 特定小規模施設 次に掲げる防火対象物であつて、消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号。

以下「規則」という。）第二十三条第四項第七号へに規定する特定一階段等防火対象物以外のものう

ち、延べ面積が三百平方メートル未満のものをいう。

イ 次に掲げる防火対象物

(1) 令別表第一(二)項ニに掲げる防火対象物

(2) 令別表第一(五)項イ及び(六)項ロに掲げる防火対象物

(3) 令別表第一(六)項イ及びハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。

）

ロ 令別表第一(六)項イに掲げる防火対象物のうち、次の防火対象物の用途に供される部分が存するもの

(1) 令別表第一(二)項ニに掲げる防火対象物

(2) 令別表第一(五)項イ及び(六)項ロに掲げる防火対象物

(3) 令別表第一(六)項イ及びハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。

）

第三条第二項第二号ハ中「第二条第一号イ及びハ」を「第二条第一号イ(1)及びロ(1)」に改める。

附 則



この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令新旧対照表

○ 特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成二十年十二月二十六日総務省令第五十六号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>（用語の定義）</p> <p>第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 特定小規模施設 次に掲げる防火対象物であつて、消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。）第二十三条第四項第七号へに規定する特定一階段等防火対象物以外のものうち、延べ面積三百平方メートル未満のものをいう。</p> <p>イ 次に掲げる防火対象物</p> <p>(1) 令別表第一(二)項ニに掲げる防火対象物</p> <p>(2) 令別表第一(五)項イ及び(六)項ロに掲げる防火対象物</p> <p>(3) 令別表第一(六)項イ及び(六)項ハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）</p>	<p>（用語の定義）</p> <p>第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 特定小規模施設 次に掲げる防火対象物をいう。</p> <p>イ 令別表第一(二)項ニに掲げる防火対象物で、延べ面積が三百平方メートル未満のもの（避難階（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第十三条第一号に規定する避難階をいう。以下この号において同じ。）以外の階（一階及び二階を除くものとし、消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。）第四条の二の二で定める避難上有効な開口部を有しない壁で区画されている部分が存する場合にあつては、その区画された部分</p>

ロ 令別表第一(夙)項イに掲げる防火対象物のうち、次の防火対象物の用途に供される部分が存するもの

(1) 令別表第一(二)項ニに掲げる防火対象物

(2) 令別表第一(伍)項イ及び(六)項ロに掲げる防火対象物

(3) 令別表第一(六)項イ及び(六)項ハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）

とする。ハにおいて「避難階以外の階」という。）から避難階又は地上に直通する階段が二（当該階段が屋外に設けられ、又は規則第四条の二の三で定める避難上有効な構造を有する場合にあっては、一）以上設けられていないものを除く。ロにおいて同じ。）

ロ 令別表第一(六)項ロに掲げる防火対象物で、延べ面積が三百平方メートル未満のもの

ハ 令別表第一(夙)項イに掲げる防火対象物のうち、延べ面積が三百平方メートル未満で、かつ、同表(二)項ニに掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの（同表(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項又は(九)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が避難階以外の階に存するもので、当該避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段が二（当該階段が屋外に設けられ、又は規則第四条の二の三で定める避難上有効な構造を有する場合にあっては、一）以上設けられていないものを除く。ニにおいて同じ。）

ニ 令別表第一(夙)項イに掲げる防火対象物のうち、延べ面積が三百平方メートル未満で、かつ、同表(六)項ロに掲げる防火対象物

二 特定小規模施設用自動火災報知設備 特定小規模施設における火災が発生した場合において、当該火災の発生を感知し、及び報知するための設備をいう。

(自動火災報知設備に代えて用いることができる特定小規模施設用自動火災報知設備)

第三条 (略)

2 前項に定める特定小規模施設用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準は、次のとおりとする。

一 (略)

二 特定小規模施設用自動火災報知設備の感知器は、次のイからハまでに掲げる場所の天井又は壁(イに掲げる場所(床面積が三十平方メートル以下のものに限る。))の壁に限る。以下この号において同じ。)の屋内に面する部分(天井のない場合にあつては、屋根又は壁の屋内に面する部分)に、有効に火災の発生を感知することができるように設けること。

イ(略)

ハ 階段及び傾斜路、廊下及び通路並びにエレベーターの昇降路、リネンシュート及びパイプダクトその他これらに類するもの(第二条第一号イ(1)及びロ(1)に掲げる防火対象物の内部

の用途に供される部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの

二 特定小規模施設用自動火災報知設備 特定小規模施設における火災が発生した場合において、当該火災の発生を感知し、及び報知するための設備をいう。

(自動火災報知設備に代えて用いることができる特定小規模施設用自動火災報知設備)

第三条 (略)

2 前項に定める特定小規模施設用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準は、次のとおりとする。

一 (略)

二 特定小規模施設用自動火災報知設備の感知器は、次のイからハまでに掲げる場所の天井又は壁(イに掲げる場所(床面積が三十平方メートル以下のものに限る。))の壁に限る。以下この号において同じ。)の屋内に面する部分(天井のない場合にあつては、屋根又は壁の屋内に面する部分)に、有効に火災の発生を感知することができるように設けること。

イ(略)

ハ 階段及び傾斜路、廊下及び通路並びにエレベーターの昇降路、リネンシュート及びパイプダクトその他これらに類するもの(第二条第一号イ及びハに掲げる防火対象物の内部に設

3  
(略)

に設置されている場合に限る。) 三 特定小規模施設用自動火災報知設備には、非常電源を附置すること。

3  
(略)

置されている場合に限る。) 三 特定小規模施設用自動火災報知設備には、非常電源を附置すること。